

役員・評議員報酬規程

社会福祉法人 報徳福社会

さつき保育園

第1条(目的).....	3
第2条(定義).....	3
第3条(報酬等の支給).....	3
第4条(費用弁償).....	3
第5条(改廃).....	3

役員・評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人報徳福祉会の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本規程において、役員とは理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
2. 報酬等とは、報酬、賞与その他の法人に対する職務執行の対価として支給される財産上の利益をいう。その地位のみにおいて支給されるものではない。
3. 費用とは、職務遂行に伴って発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬等は、無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 役員等に対しては、費用を弁償する事が出来る。
2. 費用の弁償については、社会福祉法人報徳福祉会の旅費規程の定めを準用して支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、令和3年4月1日から施行する。